

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会（第 52 回）

議事要旨

1 日時：令和 4 年 9 月 26 日（月）13:00～15:00

2 場所：Web 会議開催 (Cisco Webex)

3 出席者（敬称略）

【構成員】多氣主査、山中主査代理、長谷山委員、増田委員、秋山専門委員、石上専門委員、石山専門委員、大西専門委員、清水専門委員、曾根専門委員、平専門委員、田島専門委員、田中専門委員、塚原専門委員、徳田専門委員、平田専門委員、堀専門委員、松永専門委員、山口専門委員、山崎専門委員、山下専門委員、和氣専門委員

【関係者】雨宮氏 (VCCI 協会)、尾崎氏 (富士電機)、久保田氏 (TELEC)、松本氏 (NICT)

【事務局】総務省：堀内電波環境課長、島田電波利用環境専門官、伊藤電波監視官、下谷電磁障害係長、木村官

4 議事

議事に先立ち、事務局の体制に変更があったことから、堀内電波環境課長と島田電波利用環境専門官から挨拶があった。

(1) 前回議事要旨(案)について

事務局より資料 52-1 について説明が行われ、前回の議事要旨（案）に意見がある場合は 9 月 30 日（金）までに事務局宛てに連絡することとなった。

(2) CISPR サンフランシスコ会議対処方針について

各作業班主任より資料 52-2 及び 52-3 に基づき説明が行われ、次に、山中主査代理より総会の対処方針について説明が行われ、その後、質疑応答が行われた。

質疑応答の後、情報通信技術分科会への報告に当たり、本質に関わりのない細かい字句修正等については主査一任となった。

また、サンフランシスコ会議の参加者（案）について資料 52-4 に基づき確認が行われ、これが承認された。

主な質疑応答の概要は以下のとおり。

山中主査代理：総会対処方針の資料 52-2 の 3 ページに記載されている (4) ロボットに関する規格について、ガイダンス文書の進捗はどうなっているのか。

雨宮関係者：セクレタリに確認中だが返信がない。今週、CISPR 運営委員会が開催されるた

め改めて確認したい。

多氣主査 : CISPR には「ガイダンス文書」とされる分類はないはずだが、その扱いについても併せて確認いただきたい。

雨宮関係者 : 承知した。

山中主査代理 : ガイダンス文書の扱いについては、サンフランシスコ会議でも対面で確認したいと思う。

多氣主査 : D 作業班の説明について、資料 52-2 の 8 ページには「相関係数」とあるが、どういう意味か。統計の分野でよく使われている用語だが、今回用いられている相関係数は意味が違うように思える。英語での用語と、具体的な定義を教えてください。

塚原専門委員 : 原語では「difference」とされていた。

多氣主査 : そうなると相関係数という訳語は違うように思う。

塚原専門委員 : QP(準尖頭値)とピーク値で測った時の差として議論している。測定する立場としては、どういう相関性があるのかという視点で見ているので、審議文書では相関係数という用語を用いている。実際に文書が発行される際には、変換係数のような意味合いを持つと思う。

多氣主査 : 本資料は分科会の報告でも使用されるが、分科会では色々な分野の方が出席する。相関係数という名称だと混乱する可能性があるので、分科会レベルだと他の名称を使うか、補足の説明をしていただきたい。

塚原専門委員 : 了解した。

多氣主査 : F 作業班の説明について、資料 52-3 の 27 ページには「CISPR15 での意図的送信についての取扱い」とあるが、LED 照明を使った可視光での通信を想定しているのか。

山下専門委員 : 意図的送信とは純粋な無線通信のこと。昔は ITU で規制されている意図的送信をする機器については CISPR の対象ではなかったが、今はそのような機器も対象となる。ただ、無線通信部分の発射については CISPR の評価対象とはならない。現在の文言では ITU で規定されていないものは CISPR の評価対象とならないと解釈されることがあり、ITU で規定されているものと、そうでないものとの扱いが変わるようなことは意図されていないため、そういった誤解がなくなるよう提案するもの。

多氣主査 : 無線通信をするような照明器具は F 小委員会の所掌範囲か。

山下専門委員 : 照明機器であれば、F 小委員会の所掌範囲となる。

山下専門委員 : ロボットに関する規格の補足となるが、F 小委員会ではロボット掃除機について CISPR 14-1 と 14-2 で既に議論している。CISPR 総会で議論の対象となるロボットというのは、産業用ロボットや自律型のロボットが中心であり、家電で用いられるようなものは既に検討されている。また、ロボットとなると

CISPR だけではなく、機能安全についての規格で議論されるのではないと思う。

山中主査代理：ロボット掃除機等については CISPR 14-1 でエミッションが既に規定されていたと思うが、CISPR 14-2 のイミュニティでも規定されているのか。

山下専門委員：CISPR 14-1 に規定されている装置は、CISPR 14-2 においても同様に規定されている。

山中主査代理：ロボットに関する規格については、既に IEC では TC59、TC61、TC62 等の委員会で規格策定がされているように思う。

山下専門委員：TC61 は家電製品が対象となっており、TC61 に含まれるものは CISPR 14-1 と 14-2 でカバー可能である。ただ、産業用のロボットについてはカバー出来ない。

山中主査代理：産業用のものについては B 小委員会において対応するのではないか。

山下専門委員：産業用ロボットのエミッションについては CISPR 11 で対応可能かもしれないが、B 小委員会の検討範囲にはイミュニティ規格が存在しない。

両宮関係者：ロボットに関しては以前、CISPR 運営委員会で議論したことがある。可動部が複数動くようなロボットの場合、Peak では正常に測定できるのだが QP だと 30dB 近く低い値が測定された。当時、I 小委員会で議論した際には議論が進まず、議論にはもっとエビデンスが必要だと考えている。サンフランシスコ会議ではロボット規格に携わっている TF リーダに確認する予定である。

(3) その他

事務局より、電波利用環境委員会報告（案）（CISPR サンフランシスコ会議対処方針）については、10月18日の情報通信技術分科会で本日の検討結果を踏まえて報告いただき、審議をいただく旨連絡があった。また、現時点で総会の議題が確定していないことについては、確定次第委員会構成員と調整を行う旨連絡があった。

更に、次回会合は詳細決まり次第、メール等で通知する旨連絡があった。

なお、本委員会開催後に総会の議事が確定したが、議事に大きな変更はなく、委員会報告については対処方針そのものに影響はないことから、主査了承の上一部軽微な文言修正を実施し、10月11日に委員会構成員宛メールにて通知を行った。

(以上)